

報告會部

江戸時代における

農民闘争について

近世史部會

一、はじめに

江戸時代における農民は、堅固な幕藩体制の下に種々の統制が加えられていた事は周知の如くである。即ち五人組制度を中心とした連体責任・監察・密告制度さういふものが、身動きの出えないように、彼等を拘束していたのでありつた。

しかし、このような中にあつて農民は、彼等の階級意識の高揚と共に時としては消極的に、或は、積極的に行政者に対して反抗を試みてきた。彼等の要求はしばしば認められる事もあつたが、初期においては多くの犠牲者を出して失敗に終ることが多かつた。だが、幕藩体制の動搖に準じ農民は、彼等の要求を領主に認めさせる途に成長した。このように、封建社会の支配者と被支配者の基本的な階級関係は、農民闘争によつてその矛盾を顕在化させる、特に十七世紀末頃に全国的な商品貨幣経済の発展がみられるようになる、領主と農民がはつきりとした階級対立を示すようになる、この具現した階級対立は、時代によつて彼等の抵抗の段階的發展を示している。黒正殿氏の年表以来、型体的に逃散・愁訴・越訴・強訴・暴動・打・わしの五段

階にわけられているが、この段階は農民の抵抗の段階的發展を示すものといえる。

表 1 才

年代	暴動	強訴	越訴	愁訴	逃散	その他
1590~1610	25 ^件	1	4	9	16	13
1611~1660	24	12	40	34	54	28
1661~1710	8	33	81	44	27	29
1771~1830	282	362	224	122	82	303
1831~1867	199	130	99	76	24	225

(より別冊「農民の日本系体」)

拙稿では、尾鷲大庄屋文書より採集した「米屋騒動ニ付吟味書」より考察を起してみた。実際に農民の反抗として現われた百姓一揆の要求と形態は、彼等のおかれた政治経済的な条件のもとで多様な現われ方を示し、全体として農民の直面した諸矛盾を具体的に示している。

二、

熊野地方は山岳重疊であり平地少なく、農民の海への依存度は非常に大きい。尾鷲においても同様で、山方浦方共に耕地がなく、しかも人口が過剰であつてそれだけでは、生活していく事が出なかつた。だから彼等は副業として炭焼・小商内・荷物稼・宿屋や漁獵に従事して生活をたてており、当然早くから貨幣経済にまきこまれる運命を持つていた。関山直太郎氏は、「日本人口史」で、江戸時代全般を通じて「一般純農村大都市周辺の半商工・半農地帯と沿海の農漁村地帯は、比較的人口増加が顕著である」と言つてゐるように、尾鷲もこの

(才正表)

高別戸数割表及び船数・網敷所符表

浦 村	持 高	戸 数	人 口	一戸平均持高	船 数	網 敷
矢 浜	525石947	70	449	7石5斗14		帖
林	73.972	151	733	4.90	27	10
南	532.666	159	735	33.50	18	8
中 井	118.714	290	1430	4.09	43	14
堀 北	75.487	97	169	7.78		
野 地	162.450	65	375	24.99		

紀州藩は以上を戸籍にのせたが、実際にはこれより多い。

(尾鷲組大指出張より)

例に洩れなかつた。この事は「尾鷲組大指出張」によつて、具體的に知ることができる。この指出張は、紀州藩が出方浦方に状態を把握するために書き上げさせたものであつて、立地条件に大きく制約された当時の農民生活の一端が窮える。尾鷲組下には、十四の山方浦方があつたが、次にあげるのは吟味書に名前のつていた者の浦村だけである。

林浦之儀村高無
 数御座仕申へ 南
 浦之内ヲ入仕作
 人之分者耕作通ニ
 而渡世仕申ト 炭
 焼・荷物稼仕申者
 も有之魚稼仕もの
 も御座外廻船持も
 御座外故江戸往来
 商内事も渡世仕申
 もの御座外
 南浦之儀者半分
 者漁稼半分通り者
 商人并田畑依ニ而
 渡世仕申
 中井浦之儀者半
 分通は漢務仕 往
 来訪之もの者小商
 ひ并旅人宿亦仕渡

世仕申ト 尤村高無数御座仕申へ南浦を反作致耕作申もの御座外

堀北浦之儀浦方ニ而加子米銀亦上納仕申得共在中二三四人に
 つてハ漢事仕申もの無御座外 炭焼・荷物稼ニ而渡世仕申ト
 尤田作亦も少々ツ、仕申もの御座外

野地村之儀田畑耕作少々ツ、仕炭焼小仙荷物稼渡世仕申 且
 亦老人子共之分者炭薪繩まじ仕出シ申ト

矢次村儀田畑耕作仕 作向ニいよも亦か付木伐り出しさば
 船へ売申ト 又いか付木亦ハ尾鷲へも売ニ出申ト而渡世仕申ト

右に見てきたように、農耕地の少なさをかきくる米の他への依
 存、つまり輸入とすることが不可欠に起つてくるのである。紀

州藩では他国米輸入禁制を引いていたが、尾鷲地方のようにな
 ずは向屋へのみ買付を許可していた。向屋は少小売店に米を売

つて農民の需要に供給していたのである。

し、海上よりの米の輸送は天候によつて大きく左右され

るものであり、一度悪天候が接げば浦村の農民は酒粕せざるを

えなかつた。また、封建社会においては封鎖経済であつたので

、特に凶作時において各藩は津留を行つて米の他領への流出を
 禁じていたが、米穀生産高の非常に少ない尾鷲地方において
 は純農村より困窮の度合が入さかつた。それに加うるに自然災
 害、津浪、高浪、大風雨などの影響を強くうけたので彼等の生
 活は、みじめなものであつた。

三

以上のように常に災害の危険にさらされてきた農民にとつて

、商争の基盤は出来ていた。遂に享和二年七月廿九日天候の不
順によつて船がなかつたので、米穀の買い占め騰貴に対して打
こわしぐ起つた。「当七月廿九日之夜米屋共之家江大勢あふれ
込 店之兩戸を取放し売物ホを取荒し及騒動ハ」とあるように
、農民は徒党を組んで八軒の米屋を襲つたのであるが、彼人の
出張によつて四軒の米屋を襲つたとゞまつた。決に集まつた農
民や大工・船頭は、ほゞ貝を吹き、掛け矢を手にして行動を起
したのであつた。しかし規模も小さく統制のとれたものでなかつた
のでですぐ鎮圧される性格を持つものであつた。吟味書に
名前がのつてゐるのは、八拾余名ばかりである。

これより前天明七年五月、大飢饉の影響のために米価が騰貴
し、江戸大阪を始めとして、長崎・博多・広島・堺・奈良・福
井・甲府 駿府などの都市で、約三拾五件もの激烈な打こわし
があつた。これはもちろん商人の買占値待売り情しみによるも
ので、彼々のこのような行為は、米価騰貴に一段と拍車をふけ
た。江戸においては、三日間にわたつてまつたくの無政府状態
が続き、幕府は手をとまぬいて傍観するだけであつた。このよ
うな打こわしの伝播性は、その原因が米価の騰貴によるものが
大きかつたと考えられる。尾鷲でも同じような事がいじえる。
では米価がどのように調整されていたのであろうか。

幕府は享保の改革で、大規模な米価調節を折行して、享保一
〇年大阪の堂島の米市場を公認し、ここに全国標準米価を決定
した。もと米市場は米穀のそれぞれの中心地において、正米取
引を行つていたのであるが、やがて兎本取引銘柄取引へと進ん
で、米相場が向かれるようになった。先にものべたように、尾

鷲では向屋が一括して米購入して米屋へ売つており、決相場は
その内の米屋三人が向屋に交渉して決めていた。
次にあげるのは、その三人の吟味書である。大体の事が知れ
よう。

吟味

南浦越後屋善兵卫

堀北浦 弁右工門

中井浦 寅 市

当七月廿九日之夜其方家へ大勢あふれ込 店之兩戸を取放し
売物ホを取荒し及騒動ハ由右ニ付而着其方共兼々意圖受ハ覺之
者ハ無之哉 聊ニ而も心当リ之品有之ハハ、不包有弊可申ハ
石御吟味之御趣奉承知ハ 去月七月廿九日夜大勢之者私共居
宅へ参リ店表通被打破ハ儀ニ付而ハ大勢之儀殊ニ陶夜ニ付訴申
儀も見知覺ハ儀無御座ハ 勿論是意趣ニ指拵ハ杯と申義も覺
不申ハ得とも私共三人之儀着外ニ諸商売ホ之義も不仕猶更細之
手ニて米小売仕ハ而も右元手金借立用仕ハ而右小売渡世ニ仕
ハ付小売之儀日夜是のミニ取カ、リ買付方も七八拾軒も有之日
々三、四儀程ツ、売利ハ教ニ而右之通細元手ハ多分米買入之
儀仕かたハ付私とも三人用合五拾俵 七拾儀程着買入ハ上
分ケ売仕 決相場之儀も仍之私共三人向屋ホへ掛合相究ハ義有
之ハニ付若し右ホ決直段下私共ハ相究小売賣買仕ハ故右ホを
意趣ニ指拵ハ儀ニても可有御座故と奉存ハより外ニ意趣意懐と
申覚不申ハ

一 七月借入頃ハ天氣亦も不宜海上茂葉敷ハニ付入津之米船も
無之米松底ニ有之由右之節米小売直段着如何取付ハ哉

米相場之儀七月九日十日頃大升石六拾五匁分七匁迄同十日

後者六拾九丸五分夫より七拾式宛同廿二日頃分と拾七、八丸
同廿四日五日廿七日迄八拾丸ニ買入小売方取斗仕仕裁ニ御座
候

一、米小売仕仕裁七月十三日分同十六七日迄若小升弁升ニ付六
拾式次より同十七日十八日頃分廿九日迄之内七拾四文分七拾
六文八次迄ニ小売仕仕

右者今度私共御召出し御吟味ニ付不恐御答申上仕通相違無
御座候

戊八月廿日

南 浦 善兵卫

堀北浦 弁右卫門

中井浦 寅 市

中井浦庄屋 半左卫門

同所肝煎 十 蔵

林南庄屋 支四郎

同所肝煎 政右卫門

南浦庄屋 小兵卫

同所肝煎 新 八

石御吟味之節私共相詰右三人之着とも申口之通相違無御座候

農民等は米不足によつて 釣上つた米値段の値下げを要求し
て騒動を起したのであり「米屋をこぼち申候ハ、米値段少々下
可申」と考えたのであつた。そして彼等は米の買占めを行つて
いた南浦免屋忠兵卫に先を向けたのであつた。才吉の申口
に「元来此度之争起リハ当春分近軍不覚候程之不湊ニ而濱方難
波ニ相成山方も諸国一等之不景氣ニ而持株も無少御座候也 七
月中比才次才ニ米相場上リ天氣模様悪敷入津着無之難儀仕仕候

柄阿めや忠兵卫と申米屋米切を兎やり外ニ米屋を手を廻し買取
七売不申候ニ付儲キ致方一等申居夫分忠兵卫と云ふ可申候と
、申着も有之候得共取メ相談も無御座候也七月廿九日之夜大
勢神掛米屋共云ふに申候 右之通之儀ニ付少しも外に意趣無
御座候浦方山方共困窮之上米相場上リ之節阿め屋忠兵卫致不持
か起候事ニ而誰頭取と申事着無御座候」とあるように、農民の
氣持が率直に現われている。次に忠兵卫の申口と中井浦作次郎
の申口をあげる。

一、七月指入頃分天氣分も不宣海上も悪敷候ニ付入津之米船も
無之米私底ニ有之候由右之節米小売値段着如何取斗候哉

一、右小松底之頃其方手分入返廻し外ニ小売米屋へ言斗式斗
ツ之米とて買取候由 右者如何心得左様之取斗候哉有候可
申候

米小売店々ニて善斗式斗ツ、袋米私方小買ニ遣候儀相違無御
座候 右小売仕仕米高四斗程ニて御座候 尤右米私店ニて小売
宛ニ仕仕ニ而着無御座候全飯米宛ニ小買仕仕(中略) 右小売仕
仕儀私方小米屋仲向江直ニ買ニ遣而も宜敷義ニ御座候得とも右
者仲向合と申物小売米亦売切少廿外而着取合互ニ売切候杯と
申儀見申事き少候ニ付右之通私方買買ニも不仕と出入之着
へ申付買入さ廿申候儀ニて御座候 右之通り之儀故其頃着私方
ニて一向米小売不仕米糶ニ蓋仕罷在候也七月末方南浦世古町弁
七方へ米小船参り候ニ付右之方ニて津米式徳六弁石八拾式分ニ
買入同月い七屋嘉兵卫方ニて肥後米式徳同直段ニ買入候外弁升
七拾八文ニ売申候其前小売七月廿四日分巻外七拾文ニ小売仕仕
其後同月廿七日七拾四文同廿八日七拾八文ニ売申候事ニ御座候

吟味 中井浦 作次郎

追々及吟味ハ当七月廿九日之夜大勢申合尾齋浦米屋共之内四軒江押かけ表雨戸を打破店を売ものを取荒し及騷動ハ節其方いづれの米屋ニ而も手強相働ハ由相聞ハハニ付其吟味ハ所右ハ野地村金兵工中井浦亦助ト頭取ハ而具方も右之者ホニ進メウレ家こぼち相働ハ由申之ハ 右者米屋内へ意趣有之右舂之儀ニおよびハ哉大勢申合ハ儀若御法度ニハ廻ケ様及騷動ハ儀甚不拜ニハ右一件不包有舂可申ハ

右御吟味之趣奉畏ハ先達而御吟味之節申上ハ通私儀其達蓋而存不申ハニ御座ハ(中略)当春ハ八近年竟不申程之不換ニ而家内凌方も無之難儀仕罷有ハ処七月中比ハ段々米屋相場上リ其上天氣棟様悪縮入津船者無御座ハ甚指話ケ罷有ハ処勿勿屋忠兵工ト申米屋手迄廻シ袋米を賣集売不申難法無申量折柄ニ御座ハ付米屋二三軒も取申ハハ、米直段引下ケ可申哉と存米屋共へ押掛相働申ハ事ニ御座ハ米屋共ハ少しも意趣違有之儀ニ而着無之不換困窮ニ而難儀仕ハ折柄右之儀承ハニ付罷出相聞申ハ下併大勢申合徒党舂ニ相聞ハ止之御吟味ニ付而着無申扱不調法奉取入ハ

九月七日

作次郎 印

右御吟味節私共相詰申口相違無御座ハ

以上

中井浦庄屋代肝煎

十 蔵 印

右御直御吟味被成申口相違無御座ハ

以上

尾齋祖大庄屋

上 井 斎 蔵 印

胡乱者改当分助助

庄 七 印

騷動の形態としてハ、天明の打こわしと同様のものであるが

異なる点ハ他への普及がなかつたこと、無政府状態にするほど強固のものでなかつたことなどあげられる。この事は、尾齋の地理的状況に大きく左右されること可言えよう。しかしまがりなりに、農民が米騒動を起したことは彼の中にも階級の自覚の高揚がみいだせ得るだろう。藩の他国米輸入禁制による困窮、領土経済への反抗、特権階級への反抗として彼等必要を打ち出したところに意義がある。

四

封建領主にとつて、農民の反抗ほど彼らを脅かしたものはなかつたから、必然的に農民税制も非常に厳しくなりざるをえなかつた。初期の勤乱期ハ安定期に進むにつれ、その法令化などもこの藩でも行なつた。

紀州藩をみてみると、寛永十八年の條々には、「一徒党をむすび荷擔或は妨をなし萬一味致ハ事堅停止之事」とあり、寛文三年の「可遵守之條目」には、「一徒党之事、公儀先御代より御法度にて當時猶以堅被仰出所なれば亦以能可相守、其上先等御国にても此段は御壁書にて親切に被仰聞ハ、定て何も失念は仕向教と思召ハ故今更柔細聞に不及、猶以向後寺一に可相守事」とある。又、天明二年に御勘定奉行より郡奉行、大庄屋へ出された「御定書」によると、「一近年百姓共頼筋の儀に付ては背御定人数を催し致出跡ハ儀粗有之ハ、徒黨強誄等の儀は徒公儀被仰出の趣有之ハ所右の致方不届に付自分右舂人数を催ふし及出跡ハ儀等有之ハハ、頼筋の不伺是非頼取の者共死罪可申付ハ不と頭取ハ者不相知節は頭取体ハ相聞ハ者共右回罪可申付

段此度相通詞に通にハ 右は都て百姓共願筋の品に寄り大庄屋初莫外村役人共取上げ不申押附置又は取上げても取計及遅滞ハ儀杯有之故右之通及出許等ハ儀と相違ハ 右は願出ハ筋の義は取上げ早速其筋々へ可相違ハ 若又難相立願筋にハハ其段再獲得と利害申向御得致させ可申ハ 其上にも納得難致ハハ右の趣早速可相違ハ 右之通ニ付此以後百姓共出許等の儀有之ハハ出許願取共ハ勿論右様仰出之通申付大庄屋村役人共も右に准じ重く相咎可申付ハ條石の趣相心得少しも無私願筋之儀取計可申ハ此段村役人共々得と可申向ハハといまれも厳しく定めてゐるのであるハ しかし 江戸末期になつて藩政が不安定になつてくると 農民の要求も大巾に認めざるをえなむようになり、その領主権の後退がみられ 処罰も軽減されてきた。

この尾替の打こわしで処罰されたのは、村預けが三人、他行止が二人と非常に軽いものであつた。彼等にしても、何処でも手強く働いたという理由で処罰されたのであり、これは天明の大打こわしで捕つた三〇人と同様に打こわしの指導者ではなかつた。

藩はこのように、農民統制を行はかりではなく、農民救済も行つていたのである。藩財政を支えるものは農民であり、再生産を不可能にすることは、当然藩財政を脅かすことになるからである。紀州藩では具體的な救済として、佃米、種借米、預備倉等の制度を設けている。

佃米の制度は、最初軍争上の目的で譜代代名に行なわせたもので、他譜代名には天和三年に、凶年の備えとして貯蔵を命じ、宝暦三年には高一万石につき一〇〇石の備えを、寛政

元年には一萬石につき五〇石を、五ヶ年向佃米すること、なべく扱をもつてすること等を命じた。

紀州藩では、宝暦十年（一七六〇）才九代領主治典のときに編書によつて、長島・尾鷲 同参見の三ヶ所に佃米を命じており、天明七年（一七八二）の飢饉に窮民を救ふことができた。

天明七未年凶年に付僻遠之在々は米倉を而て御賑恤あり、奥熊野へ救米貯蔵被仰付天明四辰年の比より、凶作打就同六四年は殊に甚しく、尚今年も凶作諸田共に困窮に迫り強悪豪兵の徒諸所に蜂起し、商家を毀ち倉庫を破却世上糧かなりしが、若山にては富家餓たる若五六箇所の由、余国に比ては至而穩之方せしと件之如く米穀不熟膳費 国民饑に悩む者少かつ中にも両熊野日高山中などは府下數十里外の邊鄙にて事速には運しかたきを以て府庫を向きて販し給ひ是か為に一人も饑に及びしものなし 又奥熊野・長嶋・尾鷲・木本 同参見へ米倉建築被仰付 年々式百石宛の御救米を貯蔵被仰付……

種借米の制度については、寛永十五年（一六三八）に初めて行なわれたものであつた。種扱がないときに高百石につき四石宛 利米三割で貸し与えられたのであつたが、種扱のあるなしにか、わづら、後には強制的に貸し付けるようになつてゐる。

但し、正保四年（一六四七）には利米を二割に減じてゐる。高百石に元米四石宛種米として、寛永十五年寅年初々利分三割にて御借し 正保四亥年利分一割御用拾二割に成唯今に利分

二割にて利米は年々俸法御蔵へ納申外有田日高西熊野野州三領山中は霜月米直段相極銀納に申付ハ 預備倉は弘化元年（一八四四）に藩史仁井田長群の提唱によ

るもので、社倉の米五百石を売り七百兩を得、又代官庁新築の
際、郡内よりの献金の内一千兩を救済の費用に充てることにし
、合計千七百兩と、三年の向の元利各計八百兩をこれに富豪の寄
附三百兩、合せて三千兩で二千石の米を買い、これを基本米と
した。そして各組に倉庫を立てさせ、その三分の一はこれを
現存せしめ、残りの三分の二は人民に貸し、利息一石に付九升
六合を取つた。凶作の時には利息を免除して貧民の救済にあた
つた。

この他に御仕入方による融資、御借表などがあつたが、これ
はい手れも薄がその治安の維持のためとみ、再生産を可能に
するたれにとつた政策であり、根本的な解決ではなかつた。
以上木屋敷を中心にしてのべてきたが、早くから貨幣経済に
まきこまれていた農民が領主経済の特権階級に対する反抗が生
れてきたのは必然であり、全体の流れがいつても支配階級に
対する圧力、闘争が一層強くなりつゝ、ある時代であつた。

(筆責十七期 野地)